

「(仮称)岐阜県感染症対策基本条例の骨子案」に対するご意見及びご意見に対する考え方

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
1	前文	「条例制定の背景」の2行目の「感染しても自覚がないケース」という表現は、感染した本人の不注意で自覚がないように読み取れます。「感染しても症状がないケース」という表現のほうが、良いのではないのでしょうか。 また、4行目の「感染性の高さ」という表現も、「感染力の高さ」のほうが良いと考えます。	ご意見を踏まえ、条例案の前文に「感染しても症状がないケース」と明記しました。 また、新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第8項に定める指定感染症とされていますが、その指定に当たっては「感染性が高いと認められる疾病であることが必要」とされていることから、この用語を用いたものであるのでご理解ください。
2	前文	「学校や事業のや…を余儀なくさせ、その脅威をまざまざと…」 「学校の休止」(3月2日～)について政府専門家会議(3月19日)でも「8. 学校等について」で「政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3. で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。」としています。 「余儀なくされた」とするのは「保護者、子ども(児童、生徒、学生)と教職員、教育関係者」です。 公益社団法人日本小児科(学会)は「新型コロナウイルス感染症に対する保育所・幼稚園・学校再開後の留意点について」(5月26日付)で「休園・休校が子どもや保護者、社会に及ぼした影響を考慮しつつ、より良い未来を築くためにみなさんで取り組みましょう。子どもの教育、福祉、健康の源である保育所・幼稚園・学校生活は、子どもにとって最も基本的かつ大切な活動です。休所・休園・休校の問題点としては、子どもの教育の遅れ、生活習慣の乱れ、運動不足、それによる体重の増加、栄養の偏り、食環境の変化、家庭内での虐待の増加、保育所・幼稚園・学校での福祉活動の低下、保護者の就労困難・失業、祖父母などの高齢者との接触機会の増加などあげられます。これから新しい行動様式の中で生活を始める子どもの変化に気づき、適切に対応するきめ細やかな心遣いが必要と考えます。」としています。 このことから「学校の臨時休業という過誤を引き起こし、事業や外出の自粛要請などがあり、我々の生活に困難を生じさせました。」とし、「その脅威をまざまざと見せつけています。」は削除する。	新型コロナウイルス感染症は、感染しても症状がないケースもあることなどから、ご意見をいただいた学校の休止も含め、事業の休止、外出の自粛など多くの方のご理解とご協力の下、有効と思われる多種多様な対策を行い、それらが相まって、現在のように緊急事態宣言が解除されるまでになったものと考えております。 なお、我々の生活に大きな影響を及ぼした原因は、新型コロナウイルス感染症に他ならないことから、条例案の前文において「脅威」という言葉を用いましたので、ご理解ください。
3	前文	「この感染症は、その感染性の高さから、」 「その感染性の高さ」については国立感染症研究所でもまだ確定していません。 「3密」の状況が感染拡大の要因であることは記述してあります。感染(伝播)経路が接触または飛沫と言われており、ウイルスの生存が72時間とされています。また、症状が出る以前から他人への感染が生じるということも言われています。 よって、「感染が本人の自覚なく拡大するために」では、いかかがでしょうか。 集団感染が起きた後は感染の拡大を防ぐ対応ができたということは「感染性の高さ」ではなく、それ以前に感染がわからない状態におかれて、「3密」の状態でも感染させてしまう状態があったということではないのでしょうか。家庭内、職場内や飲食店での感染が多かったことではないのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第8項に定める指定感染症とされていますが、その指定に当たっては「感染性が高いと認められる疾病であることが必要」とされていることから、「感染性の高さ」を用いたものであるのでご理解ください。
4	3 基本理念	基本理念の6行目の「行政、医療機関、県民…」の表現ですが、「行政、医療機関、介護・福祉等関連機関、教育機関、県民…」と追加記載をお願いします。 抵抗力の弱く感染の危険性が高い人たちが利用する介護保険施設での感染報告や、学校の児童生徒の感染報告もあることから、事業者の中にひとくりにするのではなく、あえて記載していただきたいと考えます。	感染症対策において、介護・福祉分野への配慮も重要であることから、ご意見を踏まえ、「県の責務」(条例案第4条第2項)において、十分配慮する分野の具体例として、「福祉」という言葉を明記しました。
5	3 基本理念	「経済、県民生活、教育等」を「経済、インフラの整備や社会福祉を含む県民生活、教育等」としてはどうでしょうか。 基礎的な生活を全世代的に考慮するときには必要な要件と考えます。	ご意見を踏まえ、「県の責務」(条例案第4条第2項)において、「県民生活」を具体的に指し示す言葉として「福祉、スポーツ、文化」を用いました。
6	4 県の責務	「県民、事業所、市町村等に適正な情報を提供し、感染拡大防止のための知見や情報を広報する」と「国やその諸機関と連携を図り、必要な支援、助言、援助等を受ける」を追加する。 県はホームページ等で広報していますが、通信事業者、放送事業者等により適切な情報を提供し、感染拡大を防止することや、そのための具体的な知見を広めることにより、適切な感染拡大防止の措置や行動等がとれるようになると考えます。 「国やその諸機関との連携」は実際に「クラスター処理班」を県は要請し、処置をとった経験や様々な人材により施策を講じてきたことから適切に連携をとることが必要ではないかと考えます。この20年余の間に保健所を保健センターなどの形で減らしてきて、人材の育成や公衆衛生、保健行政の充実が背景にされてきました。 現在、直ちには国に依拠しなくてはならない。県として必要や人材や機関の育成を図ることを行うことであるが、公立の薬学、看護系の高等教育機関は設置されているから。	ご意見を踏まえ、「感染症対策」(条例案第12条第1項)に列挙した施策の中に「感染症に関する情報の提供」を明記しました。 また、国との連携については、「市町村との連携等」(条例案第5条第2項)において、国と協力することについて明記しました。

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
7	5 市町村等との連携	この項目では、市町村、他の都道府県との緊密な連携に触れています。しかしながら、国・政府との緊密な連携、情報共有について記載されている項目がありません。あえて、理由があって、削除されているのでしょうか。 感染症対策については、地域の実情に合わせて、きめ細かく、地方自治に重きを置いて対応されることは適切と考えますが、国・政府との関係性を述べる項目が必要ではないかと考えます。 国・政府の発信している情報、施策は、県としても、迅速に把握し、解析するとともに、必要に応じて、県としての意見を国への、岐阜県民の立場にたって行政を行っていただくことが、ひいては県民の理解と協力が進むものと考えます。	ご意見を踏まえ、「市町村との連携等」(条例案第5条第2項)において、国と協力することについて明記しました。
8	6 医療機関の役割	「医療機関は、当該医療機関における感染症の発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する感染症対策に協力するよう努めるものとする。」については一般社団法人日本病院会など3団体の6月5日の報告で、昨年同時期と比較しても病院経営の困難さが相当のものとなっており、公的支援の必要性が迫られています。 医療法人、病院や医院は相当な自主努力が行われているにも拘らず経営が立ち行かない状況はコロナ受け入れの有無に関わらず赤字経営が増加していることを見るだけでも明白です。 よって、「医療機関は、当該医療機関における感染症の発生の防止のために、国、県や自治体などの連携と支援のもとに必要な措置を講ずるとともに、県が実施する感染症対策に協力するよう努めるものとする。」では、いかがでしょうか。	この条例は、あくまでも基本条例であり、「医療機関の役割」(条例案第6条)についても、感染症対策における医療機関の役割を定めたものです。 具体的な施策については、専門家会議の意見を踏まえ、対策本部で決定する方針に沿って個別に実施してまいりますのでご理解ください。
9	7 県民の役割	「県民(国民)」は、今回の事態(政府専門家会議発議以来)から、様々な感染症に関する情報や関心を持ってきました。そのために、一部の逸脱はあるものの、外出の自粛のための生活物資を一定の備蓄などを行い、自宅自粛に備えて感染拡大を防止する役割を果たしました。 また、感染拡大防止のために病院等への診療の自粛をしました。種々の工夫などを行い、罰則がないにもかかわらず相当な感染拡大防止行動を行ってきました。 また、地方自治法第一条の二に「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とあるように住民の福祉増進を旨とするのが自治体の役目であり、県への協力に努めることではないといえる。 よって、「県民は、県やその他の諸機関の提供する感染症に関する正しい知識を持ち、感染症の予防及び拡大の防止に十分な注意を払い、健康と公共の福祉を増進する。」では、いかがでしょうか。	公共の福祉の増進が、地方自治体の役割であることは、ご意見のとおりであり、県の責務(条例案第4条第1項)において、感染症対策を総合的かつ計画的に実施することを記載しました。 対策の実施に当たっては、県民の方々のご理解とご協力が必要であることから、県民の役割として「感染症に関する対策に協力するよう努めるものとする」と記載したものですのでご理解ください。
10	8 事業者の役割	本条例の制定目的として、「県民の生命及び健康を保護し、並びに県民が安心できる生活を確保する」とありますが、骨子案には労働者としての県民の保護の視点が抜けていると考えます。 骨子案の「8 事業者の役割」においては、対象者が明記されておられません。事業者が事業を行う上では「利用するお客様の保護」はもちろんのことですが、事業者の使用者(事業主)には安全配慮義務(労働契約法第5条)に基づく(事業主が雇用する)「労働者の保護」も求められます。 厚生労働省は大規模感染防止に向けた職場における対応について3月31日付で労使団体に要請しています。3密を回避するとともに事業者、労働者それぞれが感染防止行動の徹底について取り組むことが触れられています。また、妊娠中の女性労働者等への配慮について経済団体や労働団体に対して要請を行っており(4月1日付、4月15日付)、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境の整備や、感染リスクを減らす観点からのテレワークや時差通勤の積極的な活用の促進に向けた協力を求めています。国の第二次補正予算案には、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度の創設が盛り込まれています。 このように労働者に対する感染防止行動、感染リスクを減らす行動を国が求めている中で、事業者の役割として「労働者の保護」の視点を条例に明記するとともに、県内事業者の環境整備や制度活用が進むように県として推進することを要望いたします。	「事業者の役割」(条例案第7条)に「自己の管理する施設又は場所における感染症の予防及び拡大の防止について必要な措置を講ずる」と規定しました。 この規定には、お客様とともに従業員の感染防止も含めておりますのでご理解ください。
11	8 事業者の役割 12 感染症対策	事業者は、感染症の予防や拡大の防止に対して必要な措置を講じ、顧客や従業員の安心感・信頼感を得なければなりません。その社会的責任を果たすためには、感染症対策の最新の情報を正確かつ迅速に掴み、直ちに対策をとる必要があります。引き続き、業界団体等と連絡・連携を強固にして、最新の情報が広く速やかに事業者に行き渡るようにしていただきたい。	ご意見を踏まえ、「感染症対策」(条例案第12条第1項)に列挙した施策の中に「感染症に関する情報の提供」を明記しました。
12	8 事業者の役割 13 県民及び事業者に対する支援	「自己の管理する施設又は場所における感染症の予防及び拡大の防止について必要な措置を講ずるとともに、県が実施する感染症対策に協力するよう努めるものとする。」とありますが、どのような措置を講ずれば良いか、具体的な統一基準はありますか。 又、その措置を講ずるための支援等について、事業者に対する支援の中に、もう少し具体的にあげて頂けないでしょうか。	新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、事業者の皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る極めて大切なことであり、施設類型、業態ごとの感染防止対策の目安となる「コロナ社会を生き抜く行動指針」を示したところです。 この条例は、あくまでも感染症対策の基本条例であり、感染症対策の基本的な考え方や推進体制に関する枠組みを明確にするものです。 具体的な施策については、専門家会議の意見を踏まえ、対策本部で決定する方針に沿って個別に実施してまいりますのでご理解ください。

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
13	9 岐阜県感染症対策本部 11 岐阜県感染症対策専門家会議	公私を問わず、人と集まらずに会議を行うためにウェブ上での会議を行うところが多くなっており、県の感染症対策本部及び専門家会議での会議も率先してウェブ上で行うべきではないかと考えます。そこで条例自体に原則ウェブ上で会議を行い、例外的に対面での会議を行うことを盛り込んでよいのではないのでしょうか。 感染症対策の大本である本部がウェブ会議を行い、それが広報に載ることで、ウェブ会議の有用性と感染症への緊急度を県民にアピールすることができ、県民の感染症対策に対する意識の高まりに繋がるかと考えます。	これまで対策本部及び専門家会議を開催する際には、会場内の「3密」を解消するため、入室者を最小限にするほか、一部の出席者はテレビ会議(ウェブ上での会議)で参加いただくなどの手立てを講じてきました。 ご意見を踏まえつつ、今後もその時々状況に応じた会議の運用を検討してまいります。
14	10 岐阜県感染症対策協議会	感染症対策の具体的な施策を実施するにあたり、あらゆる関係団体と協議する場を設け、県民の意向を反映していただき、感謝申し上げます。「新しい生活様式」に対応しながら持続可能な社会・経済を築いていくため、われわれも「オール岐阜」で取り組む所存です。	感染症対策にご協力いただきありがとうございます。 引き続き、「オール岐阜」で取り組んでまいりますのでご協力をよろしくお願いいたします。
15	10 岐阜県感染症対策協議会	県が進める感染症対策において、事業者の役割は1項目として整理されているところですが、様々な対策を行う上において「労働者」としての視点も大変重要だと考えます。これまでも、働き方であれば在宅ワークなどへの対応、あるいは離職等多くの課題が労働者を取り巻いています。また、病院、保健所等では感染症対策の最前線を労働者が担っています。 これまで開催されてきた「岐阜県新型コロナウイルス感染症対策に関する経済再生会議」においては、各種経済団体などの代表者が集められ対策等の検討がなされていますが、そこにおいても、雇用や労働者に関する様々な対策があるにもかかわらず、労働者側の出席者が入っていないことから、現場の労働者からの声が届いていない状況です。 したがって、感染症対策の具体的な施策を進めるにあたり、岐阜県感染症対策協議会の構成の中に「労働者団体の代表」を明記したうえで構成員に「労働者の代表」及び「医療従事者の代表」を加えていただくことを希望します。	ご意見を踏まえ、「県民及び事業者に対する支援」(条例案第13条)に一例として「雇用の維持」を明記しました。 岐阜県感染症対策協議会の構成員についてのご意見は、構成員を検討する際の参考にさせていただきます。
16	11 岐阜県感染症対策専門家会議	先般「コロナ社会を生き抜く行動指針」(令和2年6月2日変更)が岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部より公表がなされました。その中の県民に対する基本的な感染対策の習慣として「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」が上げられております。 口腔内はウイルス量が多く、エアロゾルによる感染拡大が指摘されておりますので「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」に加え「うがい」及び「口腔の健康管理」も重要であると考えております。 現在、このような意見を申し上げる機会も限られており、本条例の骨子案において「専門家会議の設置」が明記されておりますので、そのような会議の場で専門団体・組織の意見を申し上げることができる機会を設けていただきたい。	岐阜県感染症対策専門家会議の構成員についてのご意見は、構成員を検討する際の参考にさせていただきます。
17	12 感染症対策	地域医療構想との関連が分かりません。 地域医療構想によれば、2025年の必要病床数は14978床、この内、高度急性期1692床、急性期5792床となっています。この中に感染症病床が含まれるのでしょうか。それとも別枠で設定されるのでしょうか。なにしろ、地域医療構想には、感染症が抜け落ちているので分かりません。 もう一つの疑問点は、病床の確保の後に、句読点もなくつながる「その他の医療の提供体制」という文章です。具体的には何を指すのでしょうか。 いずれにしても、県民の安心と安全、生命をつなぐためには感染症対策のみならず、通常の医療体制の万全につとめるべきです。県民の医療の指標となる「地域医療構想」を県民と共に見直して下さい。	地域医療構想は、中長期的な視点で将来あるべき医療提供体制をお示したものであり、必要病床数には感染症病床を含んでおりませんのでご理解ください。 「その他の医療提供体制の整備」(条例案第12条第1項第5号)とは、医師、看護師等の医療従事者の確保、人工呼吸器等の医療器材の確保などを想定しています。
18	12 感染症対策	「検査体制の整備」→「検査体制の積極的整備」 * 「積極的」を追加。 岐阜県では積極的な検査により他都道府、隣接県に比べ第1波の感染拡大を防げており、超過死亡も出てなく感謝しております。しかし今までの検査は感染者が出てから後の接触者への感染確認というリアクティブな検査対応となっており、これからの都道府県間の行き来自由解禁や秋冬による第2、3波に備えて、潜在感染者を早期に見つけ出すというプロアクティブな検査対応が必要と考えます。具体的には医療関係者・介護従事者への定期検査、新規入院患者・新規介護施設入所者への検査、学校の先生・観光業従事者・飲食業従事者・海外出張者の自主申告検査等が考えられます。幸い抗原検査も出てくるようなのでPCR検査と組み合わせて検査できるようにご検討願います。	ご指摘の検査体制の整備も含め、感染症対策はどれも重要なものと考えております。 そのため、「県の責務」(条例案第4条第3項)において、感染症対策の実施に当たっては、「感染症対策を県政の最重要課題の一つとして位置付け、予算、人員等を重点的に配分し、これに取り組むものとする」ことを明記しております。 検査体制の整備に限らず、施策を実施するに当たっては、積極的に取り組んでまいります。
19	12 感染症対策	「病床の確保その他の医療の提供体制の整備」→「病床の確保その他の医療・介護の提供体制の整備」 * 「介護」を追加。 他道府県では介護施設でクラスター発生した時に感染者を病院へ収容しきれず、介護施設内に留め置き治療と介護を同時に行う事例が多数発生しました。この際に問題となるのは、介護施設で治療にあたる医師・看護師不足と、濃厚接触者となり自宅待機を余儀なくされたこと等による介護者不足です。大きな介護事業者では他介護施設からの人材供給で対応したようですが、小さな介護事業者では対応しきれないため、県・市町村が介護事業者間の人材供給を調整するような体制整備をお願いします。	感染症対策において、介護・福祉分野への配慮も重要であることから、ご意見を踏まえ、「県の責務」(条例案第4条第2項)において、「福祉」という言葉を明記しました。 具体的な施策を実施するに当たっては、介護の提供体制整備など福祉分野にも十分配慮しながら取り組んでまいります。

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
20	14 人権への配慮	目に見えない新型コロナウイルスの脅威から、人々が不安を募らせ、人権を傷つけるようなことはあってはなりません。り患を恐れ、不当な差別や誹謗中傷を行うことは、感染予防や拡大防止に「オール岐阜」で取り組むための大きな障壁となり、経済再生の足枷にもなります。行政の垣根や生活圏の枠を超えて県民がお互いに尊重し協力しなければ、この難局を乗り越えることはできません。県民一人ひとりの行動が人権に最大限配慮したものとなるように導いていただきたい。	ご意見を踏まえ、「差別的取扱い等の禁止」(条例案第14条)の条を設け、「何人も(中略)不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。」と規定しました。
21	16 その他	全国的に非常事態宣言が解除され、学校、保育園、幼稚園が再開されました。 各施設の新型肺炎に対する対応は、明らかに、自分の施設で新型肺炎を、発症させないことが命題と思われる県の顔色を伺うばかりで、本来は主体であるべき子供たちへの配慮が欠如しています。 我が国では、20歳未満の重症例が0パーセント、尚且つ小児のリスクは世界的なデータでも、非常に低いものとなっています。にもかかわらず、欧米並の対応しているのは、どのような根拠でしょうか？未就学児に密を避けさせる意味は？真夏にマスク？全ての場所のアルコール消毒？心因性発熱の児童の登校拒絶？どんなエビデンスがあるのか、専門家委員、及び、教育委員会の方達のご意見をお聞かせください。 更には、【小児にとって新型肺炎はインフルエンザよりリスクが低く、特別な配慮は不要。】ぐらいの岐阜宣言をお願い致します。日本小児科学会では休校が不要であったとされています。	子どもたちへの配慮が重要であることは、ご指摘のとおりであると認識しており、「県の責務」(条例案第4条第2項)において、教育分野に十分配慮することを明記しました。 また、この条例の対象としている再度の感染拡大や新たな感染症の発生の場合には、子どもたちへの配慮といった視点も大事にしながら、具体的な施策を進めてまいりたいと考えております。
22	16 その他	義務教育、公立校の学校休校になる場合の、その後の学びをどう補うか、確立してください。 何人感染者が出たらどうするか？登校続けさせる場合の、運営の方法。 私は登校を、選択可能又は分散登校とし、感染不安や家族の体調不良など様々な理由で登校ができなくても、ライブ配信で授業を受けつつ課題をだせば「出席とする」位は、もう当たり前にはほしいです。出席停止ではなく。その子の、命や、先々は進学の希望などにも関わるので。	この条例は、あくまでも感染症対策の基本条例であり、感染症対策の基本的な考え方や推進体制に関する枠組みを明確にするものです。 そのため、この条例の対象としている再度の感染拡大や新たな感染症の発生の場合には、子どもたちへの配慮といった視点も大事にしながら、具体的な施策を進めてまいりたいと考えております。